

様式第4 (第8条関係)

令和8年6月22日

知立市議会議長 様

知立市議会議員政治倫理審査会

委員長

杉浦弘一

審査結果報告書

令和7年9月30日付けで審査の付託を受けた件について、知立市議会議員政治倫理条例第8条(以下「条例」という。)の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 審査対象議員名  
川合正彦

2 審査の結果

条例第3条第1項第1号に掲げる政治倫理基準に違反する行為があった。

【理由】

令和7年9月28日、自転車走行中に丁字交差点で事故が発生した際の安全確認の欠如及び、事故被害者への配慮に欠ける部分があった。本市の議員は、条例に基づき市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、市民の疑惑を招くおそれのある行為をしないことを遵守して行動しなければならず、事故の被害者に対し速やかな対応をすべきであった。これができなかった点が、条例第3条第1項第1号に規定する市民全体の代表者としての品位と名誉を損ない、政治倫理基準を遵守しているとは認められない。

【審査会の意見】

「議長による口頭注意」及び「議場における陳謝の勧告」の措置を講ずるよう求める。

条例第9条第1項第2号によるこの条例の規定を遵守させるための警告として、口頭による嚴重注意及び議場での陳謝が相当と考える。

別紙 知立市議会議員政治倫理審査会における審査の経過

<p>審査請求の対象となる議員</p>	<p>川合 正彦 議員</p>
<p>審査請求の対象となった事由の該当条項</p>	<p>知立市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号</p>
<p>審査請求の対象となった事由の内容</p>	<p>「自転車同士の非接触事故」          発生日時：令和7年9月28日（日）午前11時20分頃          発生場所：知立市弘法1丁目 地内                            市道小針線の南新地三丁目交差点付近（コンビニ付近）の丁字交差点          事故の被害者：中学生（男子）          事故の加害者：川合 正彦 議員</p>
<p>審査会の設置</p>	<p>令和7年9月30日、議員5名（代表者：久世泰男議員、那須幸子議員、中野智基議員、神谷文明議員、佐藤修議員）の連署をもって、知立市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき審査請求書が議長に提出された。</p> <p>議長は、その後、要件がそろっていることを確認し、条例に基づく審査の請求があったことを、令和7年9月30日の各派代表者会議において報告した後、知立市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、議員7名を審査会の委員に指名の上、令和7年10月7日に当該事案についての審査を付託した。</p> <p>審査会委員（7名）          杉浦弘一 議員、山崎りょうじ 議員、中野智基 議員、久世泰男 議員、佐藤修 議員、那須幸子 議員、神谷文明 議員</p>
<p>審査の経過</p>	<p>審査会は、議長から審査に付託された当該事案が条例第3条第1項第1号の「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、市民の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと。」という政治倫理基準に違反する行為の存否について、公平かつ慎重に審査を行った。</p>

【第1回開催】令和7年10月7日（火） 全委員出席

- 1 正副委員長の互選について
- 2 審査事案の付託について
- 3 会議の公開・非公開について
- 4 審査事項について
  - (1) 審査事案の概要説明について
  - (2) 審査請求代表者からの説明について
  - (3) 審査対象議員に対する事情聴取について
- 5 今後の審査会の開催について

冒頭、議長あいさつの後、条例第6条第4項の規定により、審査会の委員長に杉浦弘一委員、副委員長に山崎りょうじ委員が互選され、議長から審査会に審査事案が付託された。その後、会議の公開・非公開について、審査請求代表者からの説明及び審査請求書の内容等の確認、審査対象議員に対する事情聴取及び質疑応答、今後の審査会の日程について協議した。

第2回開催： 令和8年6月22日（月） 全員出席

- 1 審査について
  - (1) 審査対象議員からの提出書類の確認について
  - (2) 審査対象議員からの説明について
  - (3) 審査請求内容に関する調査結果報告について
- 2 審査結果報告書について
- 3 その他

審査対象議員からの提出書類の確認等を行い、審査請求書に対する各委員の意見を聞き、審査会としての意見を取りまとめ、審査結果報告書として議長へ提出することとなった。